

2019年1月18日

各 位

会 社 名 楽天株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史
(コード：4755 東証第一部)

グループ内再編の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年8月6日付「会社分割による組織再編に関するお知らせ」にて発表しましたグループ内再編の内容を一部変更（一部変更後のグループ内再編を以下、「本グループ内再編」といいます。）することを決議しましたのでお知らせします。

1. 変更内容・背景

当社は、2018年8月6日付「会社分割による組織再編に関するお知らせ」に記載のとおり、アカウントビリティー（責務）の明確化や経営効率化及び資源配分の最適化による「楽天エコシステム」のさらなる成長・拡大や企業価値の最大化を企図し、会社分割によるグループ内再編の準備を進めておりました。その後詳細なスキームの検討を行う中で、今後の経営戦略、経営資源の最適配分及びカンパニー制の高度化、効率的な事業運営等について総合的に勘案した結果、以下のとおり、グループ内再編の内容を変更することとしました。

インターネット・サービス事業に係る組織再編については、会社分割によるインターネット・サービス事業の子会社化を取り止めることとしました。なお、別途、当社を存続会社とする吸収合併方式により、当社の完全子会社である Rakuten Direct 株式会社を吸収合併することとします。

モバイル事業に係る組織再編については、当社が展開する MVNO（Mobile Virtual Network Operator）事業、当社の完全子会社である楽天コミュニケーションズ株式会社の株式等を当社の完全子会社である楽天モバイルネットワーク株式会社に承継させることとしました。

FinTech 事業に係る組織再編については、2018年8月6日にお知らせしたとおり、当社を分割会社とする吸収分割方式により、楽天カード株式会社及び楽天 Edy 株式会社の株式を除く当社の FinTech 事業子会社の株式等を当社の完全子会社である楽天カード株式会社に承継させます。あわせて、当社グループが運営する決済ビジネスをより一体的に推進していくため、当社を分割会社とする吸収分割方式により、当社の決済関連事業（楽天ペイ（実店舗決済）事業、ポイントパートナー事業、Edy 事業等）及び楽天 Edy 株式会社の株式を、並びに楽天カード株式会社を分割会社とする吸収分割方式により、みんなのビットコイン株式会社の株式を、それぞれ当社の完全子会社である株式会社スポットライトに承継させることとします。なお、上記のほか FinTech（金融）事業については、2018年8月

6日にお知らせした内容から変更はありません。

2. 本日の取締役会において決議された本グループ内再編の方法

(1) インターネット・サービス事業に係る組織再編

当社を存続会社、Rakuten Direct 株式会社を消滅会社とする吸収合併を行います。

(2) モバイル事業に係る組織再編

当社を分割会社とする吸収分割方式により、当社が展開する MVNO 事業、楽天コミュニケーションズ株式会社の株式等を楽天モバイルネットワーク株式会社に承継させます。

(3) FinTech 事業に係る組織再編

- ① 当社を分割会社とする吸収分割方式により、楽天カード株式会社及び楽天 Edy 株式会社の株式を除く当社の FinTech 事業子会社の株式等を当社の完全子会社である楽天カード株式会社に承継させます。
- ② 当社を分割会社とする吸収分割方式により、当社が展開する決済関連事業（楽天ペイ（実店舗決済）事業、ポイントパートナー事業、Edy 事業等）及び楽天 Edy 株式会社の株式を株式会社スポットライト（2019 年 4 月 1 日付で楽天ペイメント株式会社（仮称）に商号を変更予定）に承継させます。
- ③ 楽天カード株式会社を分割会社とする吸収分割方式により、みんなのビットコイン株式会社の株式を株式会社スポットライトに承継させます。

3. 本グループ内再編の日程

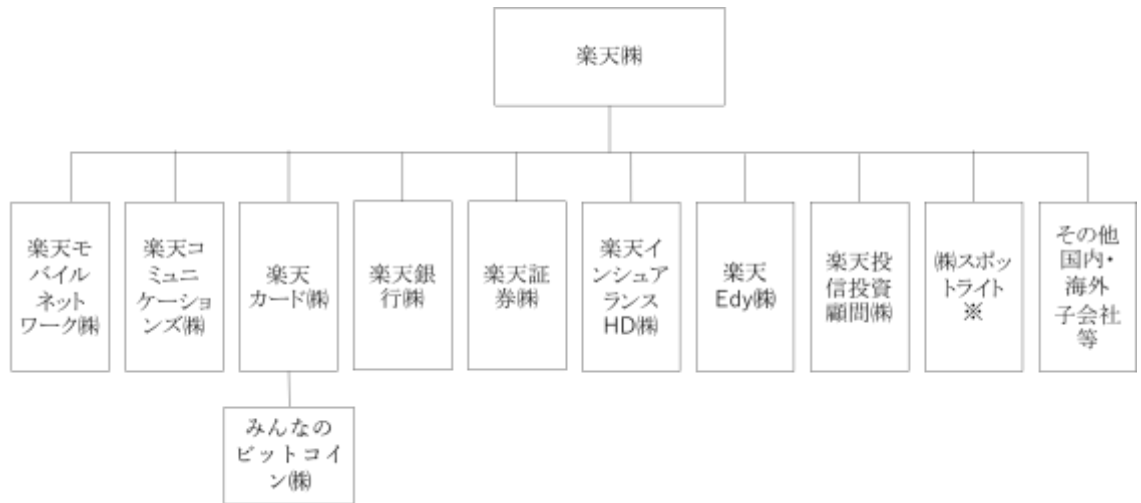
本グループ内再編の実施に係る取締役会決議	2019 年 1 月 18 日
吸収分割等契約承認取締役会議	2019 年 2 月中旬（予定）
吸収分割等契約締結	2019 年 2 月中旬（予定）
効力発生日	2019 年 4 月 1 日（予定）

※今回グループ内再編の内容を一部変更したことにより、会社法上の簡易組織再編の要件（注）を満たすため、当社においては株主総会の承認を得ることなく行います。なお、モバイル事業と FinTech 事業に係る組織再編は、監督官庁を含む関係者の合意が得られること、許認可等の取得その他各種法令又は契約上の手続が履践されること、その他事業に重大な支障が生じるおそれがないことが確認できること等を条件にしております。

注：会社法第 784 条第 2 項（吸収分割）、会社法第 796 条第 2 項（吸収合併）

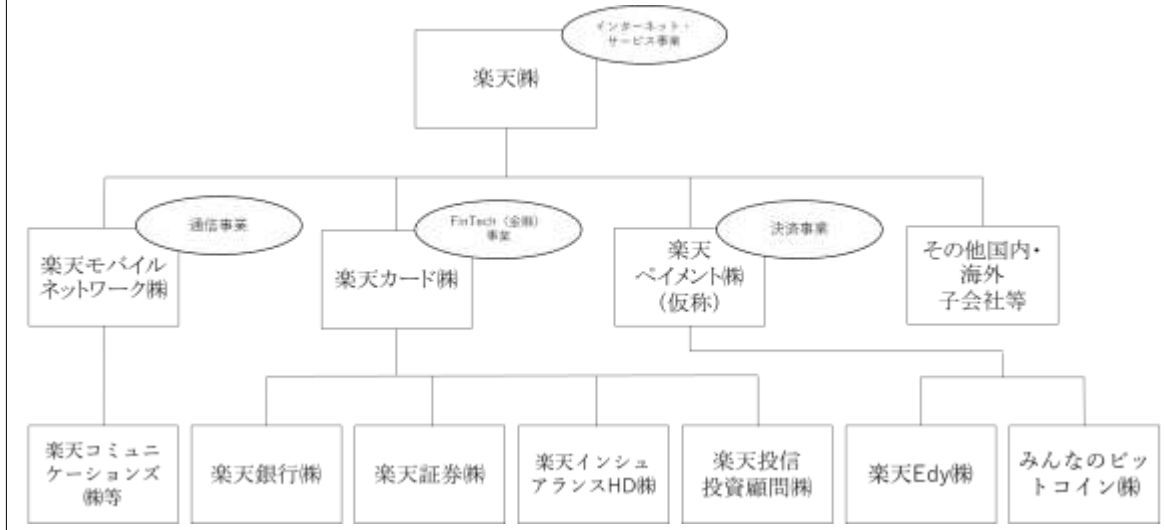
(参考)本グループ内再編後のグループ体制

■現在



※2019年4月1日付で楽天ペイメント株式会社（仮称）に商号を変更予定

■再編後（2019年4月1日）



以上